

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	建築許可・認定・指定事業				事業コード	0783
担当課等	所属名	都市整備部 建築指導課			担当係名	
	課長名	武藤 功	担当者名	館岡 優	電話番号	7222

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	快適な居住環境の実現	コード 3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード 2			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 48年度～)
事務事業の概要	建築基準法等の規定に基づき申請された案件に対して、許可基準等により許可、認定及び指定を行う。					
根拠法令等	建築基準法。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
昭和48年4月に盛岡市が特定行政庁(建築基準法の事務を行う地方公共団体の長)となったことから、建築基準法等の規定に基づき許可、認可及び指定事務を行っているもの。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
申請者から、事務処理の迅速化と許可、認可及び指定基準の明確化を求められている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
国から、認定制度の積極的な活用についての通知等があり、認定事務が増える傾向にある。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	許可、認定及び指定を必要とする建築物等の申請者及び申請案件	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 許可申請件数	単位	件
				B. 認定申請件数	単位	件
				C. 指定申請件数	単位	件
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 申請案件について、法令等の審査及び許可基準等に基づき許可、認定及び指定を行なった。なお、法の規定により、建築審査会の同意が必要な案件があり、建築審査会を開催した。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 申請案件について、法令及び許可基準に基づき許可、認定及び指定を行う。また、申請案件によっては、法令の規定に基づく意見の聴取会の開催、建築審査会の同意を得て許可等を行う。	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 許可件数	単位	件
				B. 認定件数	単位	件
				C. 指定件数	単位	件
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	許可、認定及び指定を行なうことにより対象を、安全上、防火上及び衛生上支障がない適法な状態にする。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 許可割合(許可申請に対する許可件数) 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	%
				B. 認定割合(認定申請に対する認定件数) 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	%
				C. 指定割合(指定申請に対する指定件数) 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	%
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	快適な住宅地が形成されている 建築物が適正化されている	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	市街化区域内における未利用地面積(単位:ha)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	許可申請件数	件	18	11	20	16	20	20	25 年度
									20
対象 指標B	認定申請件数	件	5	2	5	4	5	5	25 年度
									5
対象 指標C	指定申請件数	件	5	3	5	3	5	5	25 年度
									5
活動 指標A	許可件数	件	18	11	20	16	20	20	25 年度
									20
活動 指標B	認定件数	件	5	2	5	4	5	5	25 年度
									5
活動 指標C	指定件数	件	5	3	5	3	5	5	25 年度
									5
成果 指標A	許可割合(許可申請に対する許可件数)	%	100	100	100	100	100	100	25 年度
									100
成果 指標B	認定割合(認定申請に対する認定件数)	%	100	100	100	100	100	100	25 年度
									100
成果 指標C	指定割合(指定申請に対する指定件数)	%	100	100	100	100	100	100	25 年度
									100

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費 財源 内訳	A	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	延べ業務時間数	時間	5,600	3,200	6,000	4,600	6,000	6,000	*****
職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	22,400	12,800	24,000	18,400	24,000	24,000	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	22,400	12,800	24,000	18,400	24,000	24,000	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☐ 向上余地がある ☒ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☒ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

理由:許可、認定及び指定により、対象を適法なものにすることで、安全安心なまちづくりの形成に結びついている。

理由:許可、認定及び指定により、対象を適法なものにすることで、安全安心なまちづくりの形成に結びついている。

理由:見直す余地がある
妥当である

理由:「妥当」とする理由:☐ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☒ その他

理由:根拠法令で定められている事務であるため。

理由:拡大または絞る余地がある
現状で妥当である

理由:「妥当」とする理由:☐ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☒ その他

理由:根拠法令で定められている対象に限られているため。

理由:拡大または絞ることができる
現状で妥当である

理由:「妥当」とする理由:☐ 法定事務である ☒ その他

理由:根拠法令で定められている意図であるため。

理由:向上余地がある
向上余地がない

理由:受動的な事務であるため。

理由:影響がない
影響がある

その内容:根拠法令により、特定行政庁(建築基準法の事務を行う地方公共団体の長)が行う事務であるため。

理由:類似事業がある
類似事業がない

事業名:

※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？

統廃合・連携検討☐ できる ☐ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ

理由:

理由:削減余地がある
削減できない

理由:事業費無し。

理由:削減余地がある
削減できない

理由:許可、認定及び指定に係る事務は、根拠法令により行っているため、簡略化が困難であるため。

理由:適正化余地がある
公平・公正である
特定の受益者はいない

理由:

理由:適正化余地がある
公平・公正である
特定の受益者はいない

理由:盛岡市手数料条例で定めた手数料を徴収している。

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 許可、認定及び指定に至る基準を整備し、対象に対する説明を明確にする。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 基準を定めるためには、盛岡市の特性や今後の方向性を見極める調査が必要であり、基準の妥当性を判断するため全庁での調整も必要となる。

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり	 (2)全体総括(振り返り、反省点) 建築物による許可、認定及び指定は、建築基準法に基づき特定行政庁が行う事務であり、良好な住環境の形成に不可欠である。
	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) ☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携  方向付けの理由と改革改善の内容 公平性の確保を図りながら、適切な審査日数となるよう努める。	